

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、現状の問題点等の協議を行っているが、支援事務組織の再編成には至っていないことから、早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 支援事務組織の再編成については、現状の問題点等の協議を行っているが再編成まで至っていないとの評価結果である。しかし、共同研究交流センターの支援事務については、同センターに置かれた3部門の事務を研究国際部産学連携室に統合することを決定した（平成20年3月開催の共同研究交流センター運営委員会で決定）。実施時期については、事務部門の定期人事異動の平成20年7月に合わせて行うこととし、現に実施した。 本学の事務部門の定期人事異動については、学生顧客主義を踏まえ、新入生の受入れ等諸業務の繁忙が重なる年度がわりの時期を避け、円滑な業務遂行のため、平成19年度から7月に定期人事異動を行っているものである。 上述のことから、年度計画を十分実施したと判断できるものである。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 支援事務組織の再編を進めることに当たっての現状の問題点等の協議は行われているものの、再編成には至っていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「さらに、平成18年度に設置した産学官連携機構を活用して産学連携パートナーの増加を図り、特許料等の収入増に繋げることに ついても、収入増に繋がられていないことから、早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 平成19年度計画において「平成18年度に設置した産学官連携機構を活用して産学連携パートナーの増加を図り、特許料等の収入増に繋げる。」としているが、年度計画の目的は平成19年度に特許料等の収入増に繋げるための方策として、産学官連携機構が中心になって産学連携パートナーの増加を図り、促進することである。このことにより、将来的に特許料等収入増に繋げることを意図したものである。 本学では、この計画に基づき、産学官連携機構を活用し、本学教員と民間企業との共同体(D-FLAG NINE)を結成するなど、国内の産学連携パートナーの増加に努めた結果、新たに20社(参考資料1)の企業が産学連携パートナーとなった。平成19年度に特許を基にした商品化の実現に向けた各パートナーと緊密に連携を行った結果、平成20年度に商品化が実現し、特許料の収入が得られた。 一方、海外の産学連携パートナーとして「バイエル・シェーリング・ファーマ社」と平成19年度当初から交渉を行った結果、平成20年9月1日にライセンス契約を締結するに至った(参考資料2)。なお、平成20年9月10日のプレスリリースまでは、秘密保持契約による守秘義務が課せられていたため公表できなかったが、この契約締結に向けた産学連携機構による取組が、平成20年度の特許料等の収入増に繋がっている。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

上述のことから、平成 19 年度には、特許料等の収入増に繋げるための産学連携パートナーの増加に向けた年度計画は十分に実施したものと判断できるものである。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】 「○ 年度計画【16】「学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行う」（実績報告書14頁）については、現状の問題点等の協議を行っているが、支援事務組織の再編成には至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 支援事務組織の再編成については、現状の問題点等の協議を行っているが再編成まで至っていないとの評価結果である。しかし、共同研究交流センターの支援事務については、同センターに置かれた3部門の事務を研究国際部産学連携室に統合することを決定した（平成20年3月開催の共同研究交流センター運営委員会で決定）。実施時期については、事務部門の定期人事異動の平成20年7月に合わせて行うこととし、現に実施した。</p> <p>本学の事務部門の定期人事異動については、学生顧客主義を踏まえ、新入生の受入れ等諸業務の繁忙が重なる年度がわりの時期を避け、円滑な業務遂行のため、平成19年度から7月に定期人事異動を行っているものである。</p> <p>上述のことから、年度計画を十分実施したと判断できるものである。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 支援事務組織の再編を進めることに当たっての現状の問題点等の協議は行われているものの、再編成には至っていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (2) 財務内容の改善</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】 「○ 年度計画【41-2】「平成 18 年度に設置した産学官連携機構を活用して産学連携パートナーの増加を図り、特許料等の収入増に繋げる」(実績報告書 34 頁)については、産学連携パートナーからの特許料等の収入増に繋がっていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 平成 19 年度計画において「平成 18 年度に設置した産学官連携機構を活用して産学連携パートナーの増加を図り、特許料等の収入増に繋げる。」としているが、年度計画の目的は平成 19 年度に特許料等の収入増に繋げるための方策として、産学官連携機構が中心になって産学連携パートナーの増加を図り、促進することである。このことにより、将来的に特許料等収入増に繋げることを意図したものである。 本学では、この計画に基づき、産学官連携機構を活用し、本学教員と民間企業との共同体(D-FLAG NINE)を結成するなど、国内の産学連携パートナーの増加に努めた結果、新たに 20 社(参考資料 1)の企業が産学連携パートナーとなった。平成 19 年度に特許を基にした商品化の実現に向けた各パートナーと緊密に連携を行った結果、平成 20 年度に商品化が実現し、特許料の収入が得られた。 一方、海外の産学連携パートナーとして「バイエル・シェーリング・ファーマ社」と平成 19 年度当初から交渉を行った結果、平成 20 年 9 月 1 日にライセンス契約を締結するに至った(参考資料 2)。なお、平成 20 年 9 月 10 日のプレスリリースまでは、秘密保持契約による守秘義務が課せられていたため公表できなかったが、この契約締結に向けた産学連携機構による取組が、平成 20 年度の特許料等の収入増に繋がっている。 上述のことから、平成 19 年度には、特許料等の収入増に繋げるための産学連携パートナーの増加に向けた年度計画は十分に実施したものと判断できるものである。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p> <p>以上の修正に基づき、「財務内容の改善」の評定を下記のとおり修正する。</p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載18事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</p>